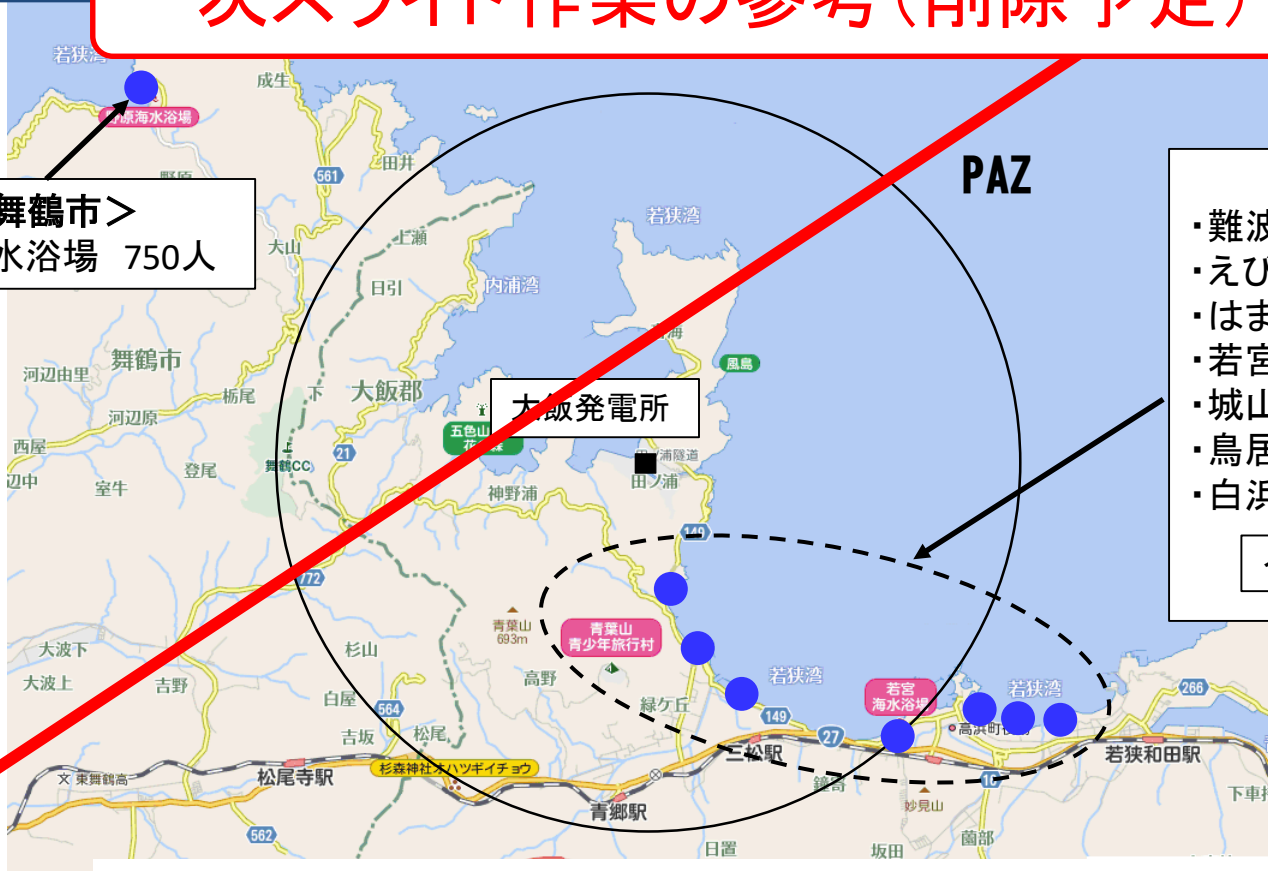


PAZ圏内の海水浴場及び入場者の数【P】

- 大飯町ではPAZ圏内に海水浴場が7か所あり、平成26年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約5,350人。
- 大飯町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の約9割が自家用車利用で、残りの1割が貸切バス及び公共交通機関を利用。(平成26年度観光客入込調査大飯町)
- 舞鶴市ではPAZ圏に準じた避難を行う地域に海水浴場が1か所あり、1日あたりの想定最大入込客数を約750人と

次スライド作業の参考(削除予定)



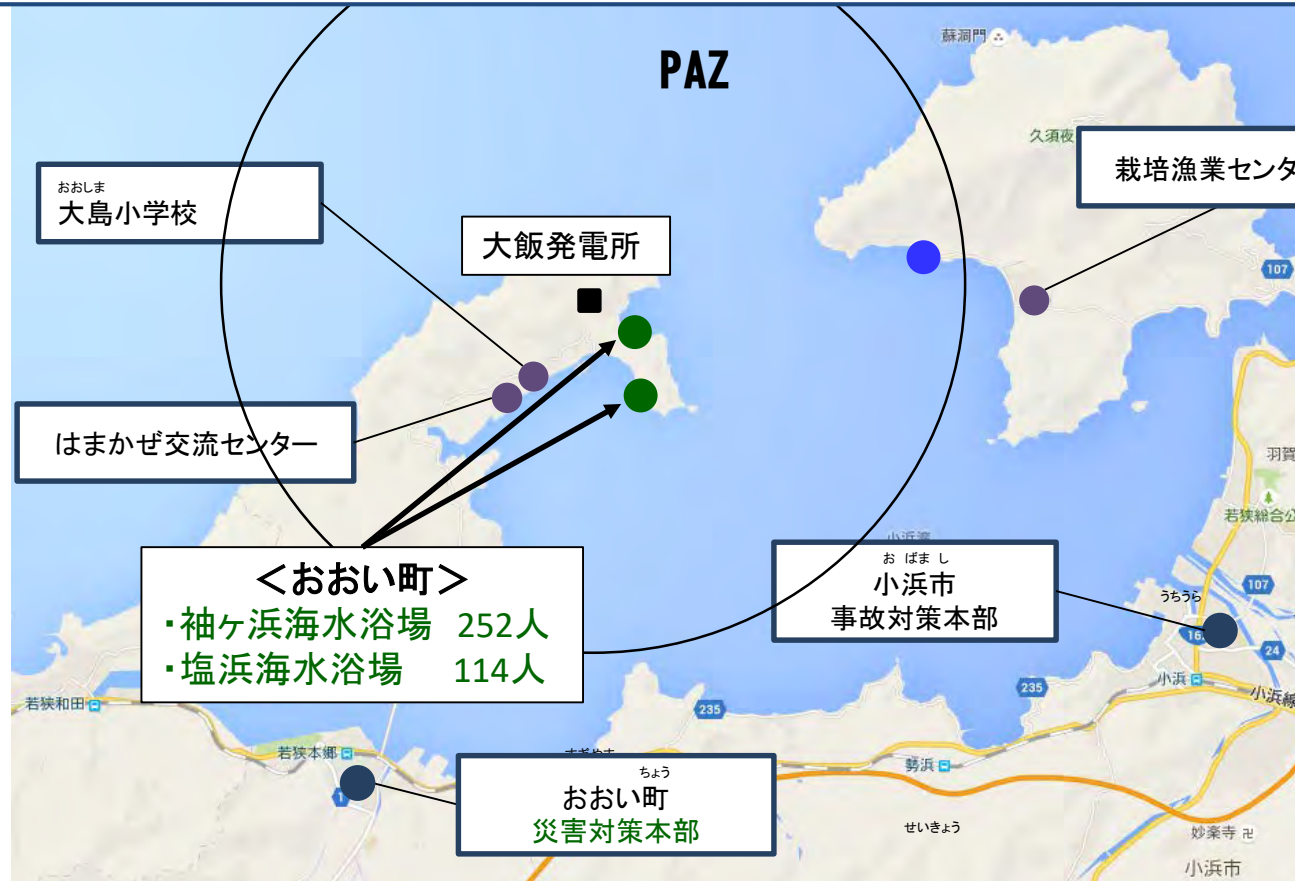
＜舞鶴市＞
・野原海水浴場 750人

＜大飯町＞	
・難波江海水浴場	500人
・えびす浜パーク	300人
・はまなすパーク	1,000人
・若宮海水浴場	400人
・城山海水浴場	1,000人
・鳥居浜海水浴場	350人
・白浜海水浴場	1,800人
合計	5,350人

※ 野原海水浴場の想定最大入込客数は、同海水浴場の1日あたりの平均入場見込人数約150人に、大飯町の海水浴場における、一日あたりの最大入込人数と平均入込人数との比率を乗じて試算。

PAZ圏内の海水浴場及び入場者の数

- おおい町及び小浜市ではPAZ圏内に海水浴場が2ヶ所あり、平成27年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約366人。
- おおい町及び小浜市の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成27年度観光客入込調査 おおい町、小浜市)



＜おおい町＞	
・袖ヶ浜海水浴場	252人
・塩浜海水浴場	114人
＜小浜市＞	
PAZ内に海水浴場施設なし	
合計	366人

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、海水浴場から避難する一時滞在者、合計約xxxx人分:バスxx台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

	想定対象人数 [※]	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	xx人	xx台	1台のバスが複数箇所をまわり乗車 1台当り45人程度の乗車を想定 【資料Pxx】
観光施設から避難する一時滞在者	約135人 (1,343人×0.1)	3台	バス1台当り45人程度の乗車を想定 1日あたりの観光客数1,343人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成27年度観光客入込調査 おおい町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。 【資料Pxx】
海水浴場から避難する一時滞在者	約37人 (366人×0.1)	1台	バス1台当り45人程度の乗車を想定 1日あたりの海水浴客約366人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成27年度観光客入込調査 おお』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。 【資料Pxx】
合計	約xx人	xx台	

おおい町、小浜市ともに今後作業予定

※ 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難 41

- 全面緊急事態発生時には、福井県丹南地方たんなんのバス会社が保有する車両のほか、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		xx台	
(B)確保車両台数		計xx台	
確保先	バス会社[福井県丹南地方] <small>たんなん</small>	xx台 ^{※1}	保有車両台数 バス170台
	関西電力	xx台	保有車両台数 バス10台

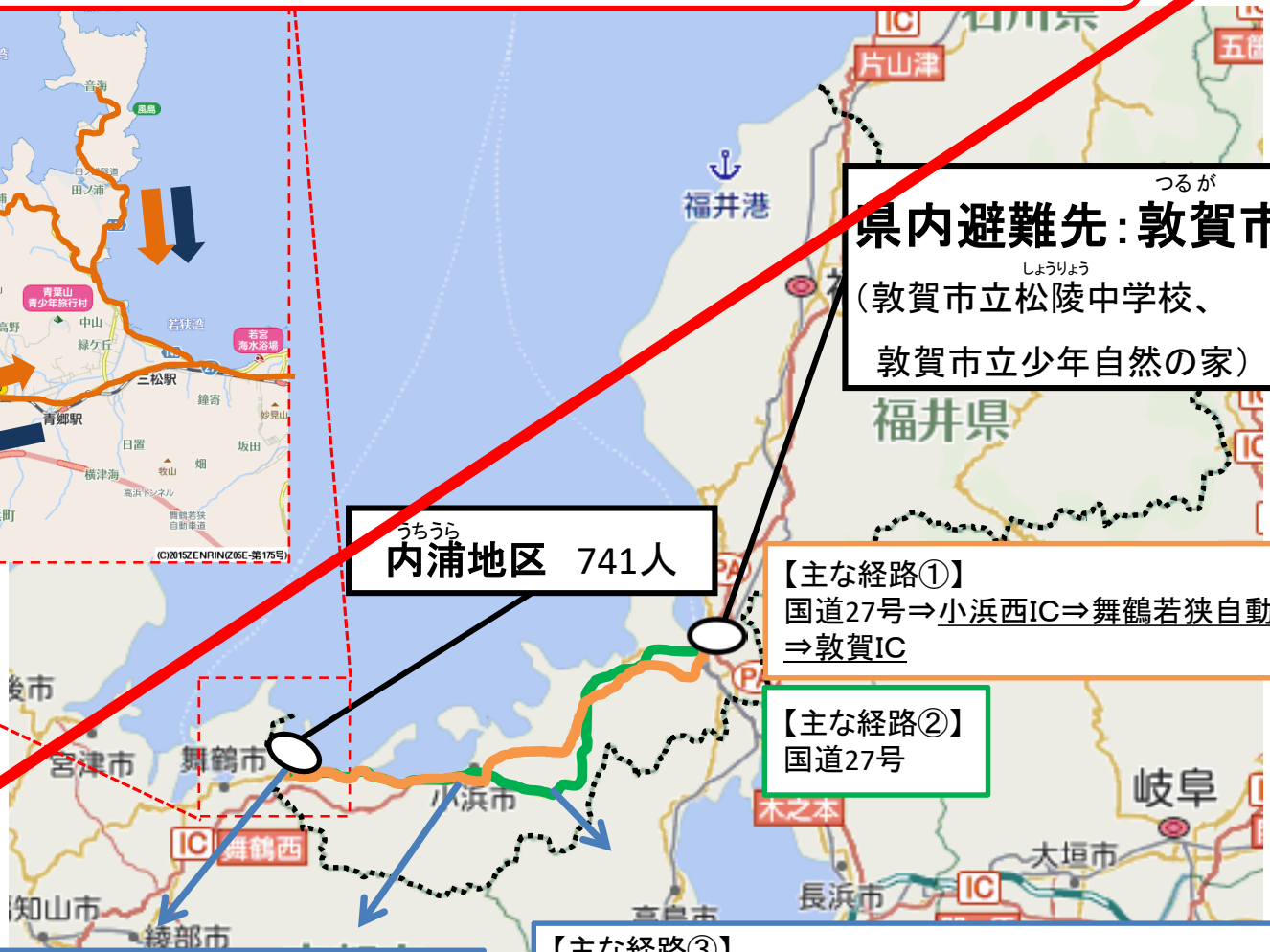
※1 福井県原子力防災訓練(平成26年度)の実績を参考に、バス会社保有台数のうち1/4程度の出動を見込む

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

PAZ圏内3地区から避難先施設までの主な経路（内浦地区）

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。

次スライド作業の参考(削除予定)



うちうら
内浦地区 741人

つるが
県内避難先: 敦賀市
しょうりょう
(敦賀市立松陵中学校、
敦賀市立少年自然の家)

【主な経路①】
国道27号⇒小浜西IC⇒舞鶴若狭自動車道
⇒敦賀IC

【主な経路②】
国道27号

さんだし こまがや
県外避難先: 三田市 (駒ヶ谷運動公園)

【主な経路③】
国道27号⇒府道28号⇒舞鶴東IC⇒舞鶴若狭自動車道
※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号(小浜綾部線)等を設定3

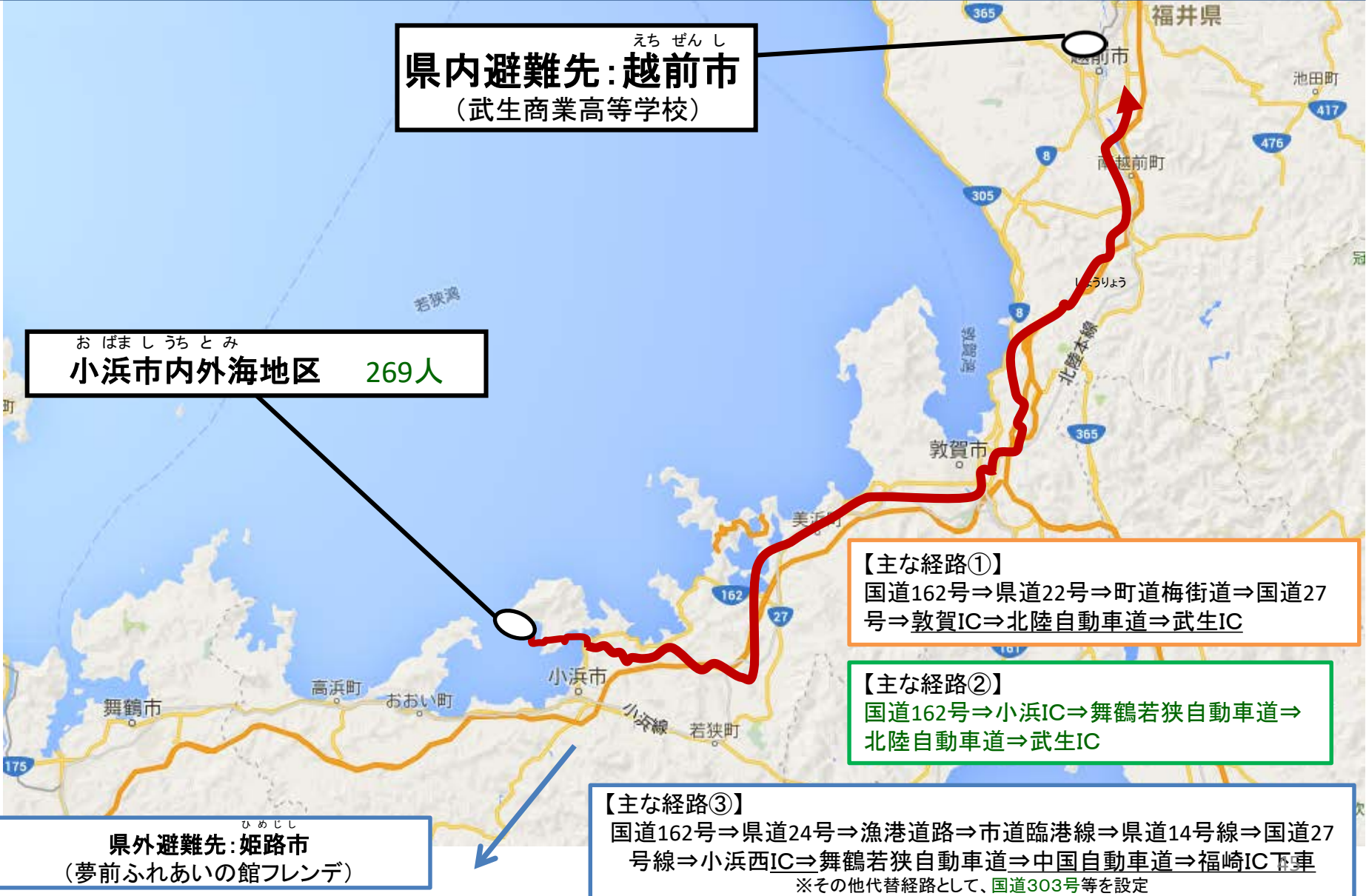
PAZ圏内2地区から避難先施設までの主な経路（おい町大島地区）

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



PAZ圏内2地区から避難先施設までの主な経路（小浜市内外海地区）

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



えち ぜん し
県内避難先：越前市
(武生商業高等学校)

お ば ま し う ち と み
小浜市内外海地区 269人

【主な経路①】
国道162号⇒県道22号⇒町道梅街道⇒国道27号⇒敦賀IC⇒北陸自動車道⇒武生IC

【主な経路②】
国道162号⇒小浜IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒北陸自動車道⇒武生IC

ひ め じ し
県外避難先：姫路市
(夢前ふれあいの館フレンド)

【主な経路③】
国道162号⇒県道24号⇒漁港道路⇒市道臨港線⇒県道14号線⇒国道27号線⇒小浜西IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒中国自動車道⇒福崎IC下車
※その他代替経路として、国道303号等を設定

避難を円滑に行うための対応策【P】

- PAZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、関係府県・市町等及び関係府県警察による主要交差点等における交通整理・誘導、道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行う。

次スライド作業の参考(削除予定)

PAZ圏内における交通対策

○交通誘導対策

避難区域及び周辺の主要交差点において交通整理を行い、迅速・円滑な避難誘導を実施する。

○交通広報対策

日本道路交通情報センター(JARTIC)、道路情報板等を活用した広報
光ビーコンを活用した交通情報提供システム(AMIS)による広報

○交通規制対策

混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。



【福井県内の道路交通情報表示】
災害時、移動型16台を必要箇所に設置

【福井県内の道路情報板】
表示板等に遠隔介入(30km圏内に10箇所)

【京都府内の道路情報板】
表示板などに遠隔介入(30km圏内に33箇所)

凡例
● 道路情報板設置箇所

- PAZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、関係府県・市町等及び関係府県警察による主要交差点等における交通整理・誘導、道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行う。

PAZ圏内における交通対策

○交通誘導対策

避難区域及び周辺の主要交差点において交通整理を行い、迅速・円滑な避難誘導を実施する。

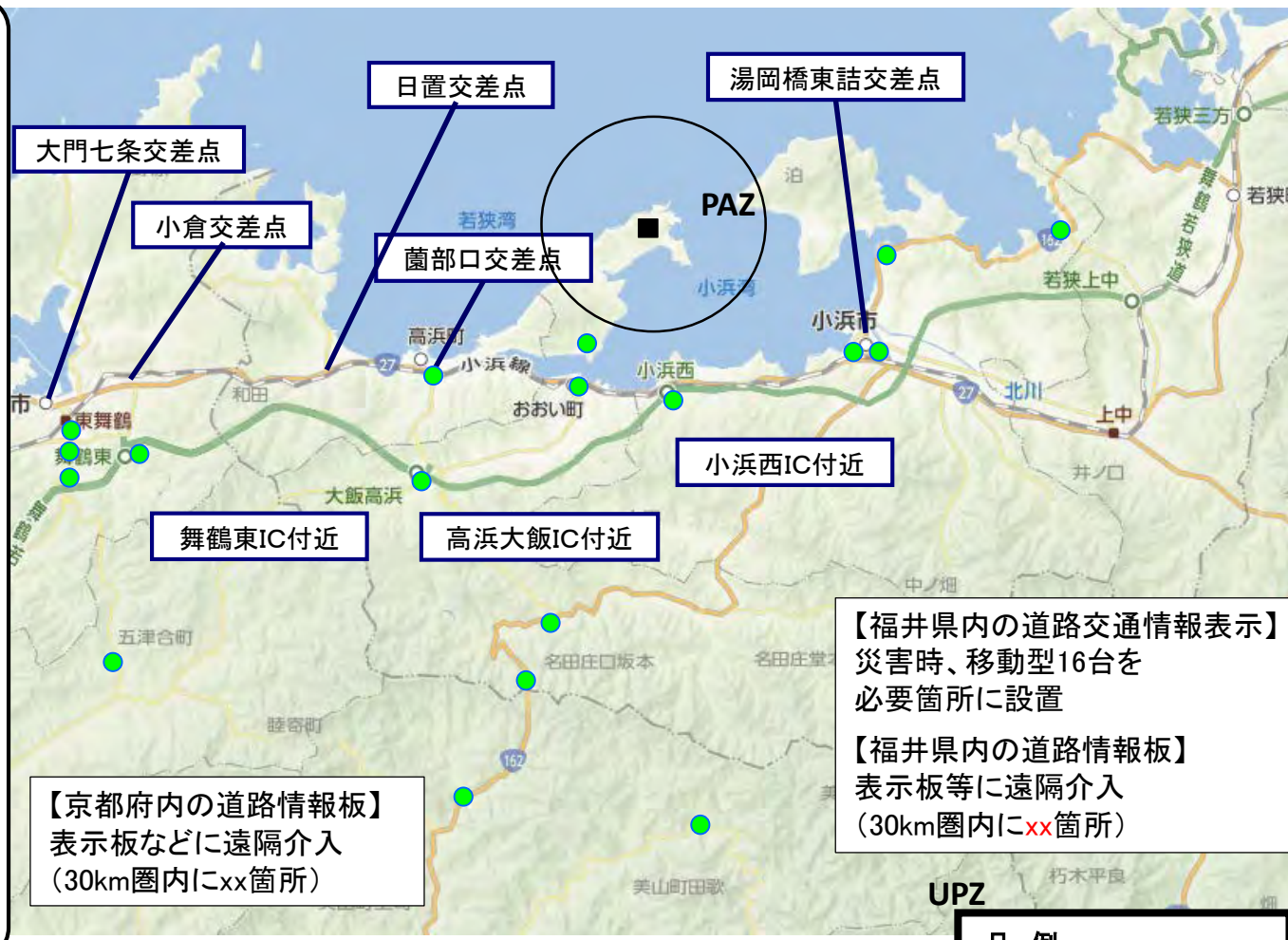
○交通広報対策

日本道路交通情報センター（JARTIC）、道路情報板等を活用した広報
光ビーコンを活用した交通情報提供システム（AMIS）による広報

○交通規制対策

混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。

信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。

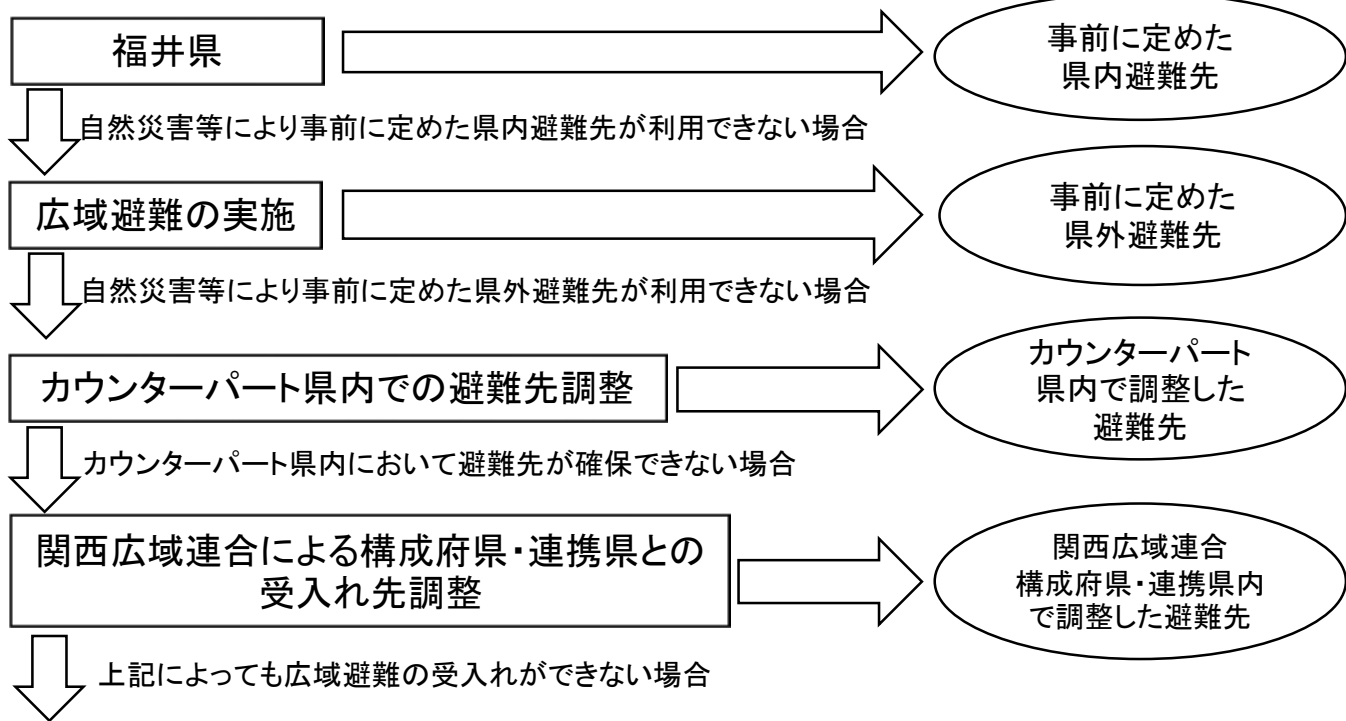


凡例

● 道路情報板設置箇所

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整【P】

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県では県内に加え、県外においても避難先を確保。
- 県外避難先において、自然災害等により事前に定めた人数の受入れができない場合、福井県は、管内市町村及びカウンターパート設定において同一県を応援することになっている県と調整を行い、避難元の意見も聴取して避難先を調整する。
- 上記により避難先が確保できない場合には、関西広域連合が、福井県その他の構成府県・連携県と調整して受入れ先を確保する。
- それでも広域避難の受入れ先が確保できない場合には、関西広域連合は、国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロック等と調整を行う。



カウンターパート設定	
避難元	主たる応援県
福井県	兵庫県

関西広域連合(広域防災事務)の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロックとの調整による避難先確保

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない 48

➤ PAZ圏に該当する大島半島（福井県おおい町）、内外海半島（福井県小浜市）については、複合災害の発生等により住民が孤立化した場合、放射線防護対策施設への屋内退避を実施するとともに、関西電力が確保する船舶やヘリコプターにより海路及び空路で避難することも想定。

- <凡例>
- : 屋内退避施設 (収容人数)
 - Ⓜ : ヘリポート適地
 - : 港湾



※1 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

5. UPZ圏内における対応

＜対応のポイント＞

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民（避難行動要支援者を含む）の屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が高い区域を特定し、OIL基準に基づく防護措置を的確に実施する。

UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射線被ばくの防護措置として、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質が放出され、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が高い区域を特定する。OIL1に該当する毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を行う。また、OIL2に該当する毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ

